

監査公表第19号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年3月14日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
教育部（小中学校）
新城小学校、舟着小学校、鳳来寺小学校、作手小学校、千郷中学校、
作手中学校

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆、滝川健司

第4 監査の期間
平成30年9月12日～平成31年3月1日

第5 監査の方法
平成30年度の監査実施計画に基づき上記小中学校に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、業務執行状況等について確認するため、各学校の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目途に通知されたい。

教育部

【小中学校】

指摘事項

学校評議員会が各校に設置されているが、学校経営案に運営組織としての位置付けを記載していない学校が見受けられた。学校、家庭、地域が連携協力し一体となって子どもの健やかな成長を担い、より一層地域に開かれた学校づくりを推進するための組織であるので、運営組織としての位置付けを明確にされたい。

意見

- 1 児童生徒や家庭の問題等で、教職員の通常の勤務のほかに時間を要した事案が一部の学校で見受けられた。素早い対処をすることで、児童生徒あるいは家庭への影響が小さくなり、教職員の負担も軽くなるものと思われるので、教育委員会とも情報共有を図り適切な対応をされたい。
- 2 備品管理について、現品と物品一覧の照合で不整合なものが見受けられたので、適正な管理をされたい。
- 3 私費会計ではあるが、給食費の未納が懸案となっている学校が見受けられた。引き続き、未納が長期間あるいは多額とならないよう必要な手立てを取られたい。